

Pick Up

01 3月は「自殺対策強化月間」です

問 保健対策課 ☎ 488-5117

国では、例年自殺者数が増加する傾向にある3月を「自殺対策強化月間」と定めています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、さまざまな問題が複雑に関係しています。和歌山市では、「誰も自殺に追い込まれることのない、いのち支える和歌山市の実現」に向け、こころの健康に関する相談対応や、自殺対策についての普及啓発活動等にも取り組んでいます。



「自殺対策強化月間」主な取り組み 令和5年度「いのち支えるポスターコンクール」入選作品展示

- 期間 / 3月11日(日)～19日(火)
 - 場所 / 市役所1階 市民ギャラリー
- ※その他の取り組みについては、市HP (ID: 1005459) をご覧ください。



【市長賞】



さかもと みずき 坂本 瑞姫 様

【優秀賞 (一般)】



しま 里恵 嶋 里恵 様

【優秀賞 (高校生)】



てらした みお 寺下 美緒 様

【優秀賞 (中学生)】



でぐち かずき 出口 和樹 様

【優秀賞 (小学生以下)】



みなみつ ゆきえ 南辻 雪絵 様

悩みごと心配ごとの相談窓口

電話・LINE 相談		電話番号	受付時間
本人・周囲の方のこころの健康に関する相談	市保健所保健対策課 「こころの健康対策グループ」	488-5117	● 日～金の8時30分～17時15分 (年末年始・祝日除く)
	県「こころの電話」	435-5192	● 日～金の9時30分～12時、13時～16時 (年末年始・祝日除く)
生きづらさを感じておられる方、大切な人を自死で亡くされた方の相談	県「はあとライン」 県公式 LINE 相談 「いのちのセーフティラインわかやま」	0570-064-556  登録はこちら	● 24時間 365日対応 ● 日～金の9時～17時 (年末年始・祝日除く)
さまざまな不安や心の危機に直面している方、身近に相談できる人がなく一人で悩んでいる方の相談	和歌山いのちの電話協会	424-5000	● 毎日10時～22時
		0120-783-556 (フリーダイヤル)	● 毎月10日 24時間 ● 毎日16時～21時

来所相談も受け付けています

- ①精神科医による定期相談 ●日時/第1回、第3回の13時～15時
 - ②うつ病夜間相談 ●日時/第2回の18時～20時
 - ③精神保健福祉相談員や保健師による相談 ●日時/随時
- ①②③ともに 予約制 ●予約・問合先/保健対策課 ☎ 488-5117 ※日～金の8時30分～17時15分受付 (年末年始・祝日除く)

Pick Up **03** 各種教室に参加してみませんか
障害者いきいき事業 受講者募集

問 障害者支援課 ☎435-1060
 FAX 431-2840

1 創作的活動・社会適応訓練・レクリエーション
 ●期間 / 4月～令和7年3月(回数は年間15回)

教室名	日時	定員
編物	第1・3回 10:00～12:00	20人
華道	第2・4回 13:30～15:30	10人
パソコン	聴覚障害者 第2・4回 10:00～12:00	10人
	視覚障害者 第1・3回 10:00～12:00	10人
	エクセル初級 第2・4回 10:00～12:00	10人
	ワード初級 第2・4回 13:30～15:30	10人
体操	第1・3回 10:00～11:30	15人
ヨガ	第1・3回 13:30～15:00	15人
茶道	第2・4回 10:00～12:00	10人
絵画	第1・3回 10:00～12:00	15人
点字	第1・3回 13:30～15:30	6人
囲碁	第2・4回 10:00～12:00	10人
将棋	第2・4回 10:00～12:00	10人
着物着付け	第2・4回 13:30～15:30	10人
書道	第1・3回 10:00～12:00	20人
カラオケ	第1・3回 13:30～15:30	20人
陶芸	第2・4回 10:00～12:00	15人
手話	聴覚障害者 第2・4回 13:30～15:30	15人
	聴覚障害者以外 第1・3回 13:30～15:30	10人
料理	第2・4回 10:00～12:00	10人

※聴覚パソコン教室とは聴覚障害者対象で、内容はエクセル初級になります。また聴覚障害者で手話、要約筆記、ヒアリンググループが必要でない方はパソコン教室(ワード初級・エクセル初級)に参加する事ができます。

2 機能回復訓練 ●期間 / 5月～令和7年3月

内容	回数	日時	定員
作業療法	午前 33回	第1～3回 10:00～12:00	6人
	午後 33回	第1～3回 13:00～16:00	9人
理学療法	午前 33回	第1～3回 10:00～12:00	6人
	午後 33回	第1～3回 13:00～16:00	9人
言語療法	11回	第1回 13:00～16:00	6人

- 対象 / 市内在住で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
 ※機能回復訓練は令和6年4月1日現在18歳以上65歳未満の方。
- 費用 / 開催回数×100円
 (教室により材料費やテキスト代が必要)
- 申込 / 3月1日(金)～15日(金)の9時～17時に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費(指定難病)受給者証を持参し、ふれ愛センターまで。
 ※機能回復訓練は健康保険証・お薬手帳も必要。
 ※本人・家族以外の申込や、電話・FAXでの申込不可。申込多数の場合は抽選。申込が少ない教室は開催しない場合あり。
 手話、要約筆記、ヒアリンググループが必要な方および介助者同伴の方、車椅子利用の方は、利用申請書にその旨記入。
- 実施場所・問合せ / ふれ愛センター(木広町5丁目1-9、月曜休み) ☎433-8866、FAX 433-8868

Pick Up **04** 自閉症啓発事業
和歌山城ブルーライトアップ

問 障害者支援課 ☎435-1060
 FAX 431-2840

4月2日の「世界自閉症啓発デー」に合わせ、自閉症についての理解・啓発促進を目的に、和歌山城を自閉症のテーマカラーであるブルーにライトアップします。



●「世界自閉症啓発デー」とは

平成19年の国連総会で、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組が行われています。

世界各地の名所旧跡等において自閉症のテーマカラーである「希望」と「癒し」を表す青色でライトアップが行われており、日本では、4月2日から8日を発達障害啓発週間として、様々な啓発普及活動が行われています。

本市においても、今年で9回目の取組となる、市のシンボルである和歌山城や和歌山城ホール・市堀川水辺をブルーにライトアップし、自閉症について理解を深める啓発活動を行います。

自閉症について正しい知識と理解を深め、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現をめざしましょう。

●注目ポイント

和歌山城においては、例年どおり桜祭りが行われており、各所の桜が提灯の灯りによってきれいに映し出されています。それに加え、和歌山城がブルーにライトアップされるという特別な演出がなされます。和歌山城ホールの屋上からご鑑賞いただくとより幻想的な和歌山城を楽しむことができます。一年に一度のこの機会を見逃さないよう、青色のものを身に着けて、和歌山城へぜひお越しください。

Pick Up **02** スマホ型プレミアム付デジタル商品券 購入申込開始!!

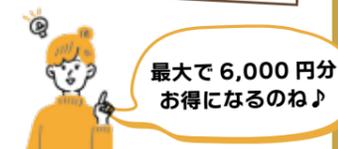
市内での消費喚起を図り、地域経済の回復に繋げるため、プレミアム率30%のお得な『和歌山市プレミアム付デジタル商品券』を販売します。※購入には事前の申込みが必要となります。

問合せ先	商品券専用ホームページ
和歌山市プレミアム付商品券事業事務局コールセンター ☎0120-839-564 (9時～17時30分※土日祝含む)	【URL】https://wakayama-premium-2024.jp

【和歌山市プレミアム付デジタル商品券について】

- 商品券の仕様 1口6,500円を5,000円で販売
- 利用期間 令和6年3月30日(金)～令和6年8月31日(金)
- 発行総数 30万口(予定)
- 対象者 申込み時点で和歌山市に住所登録があり、スマートフォンをお持ちの方
 ※購入申込み多数の場合は抽選
 ※申込時に本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書のいずれか1点)が必要
 ※申込者本人のみ申し込み可能。代表者が複数人数分まとめての申し込みはできません。
- 購入上限 1人4口まで(事前申込制です)
- 申込期間 3月10日(金)～17日(日)
アプリのダウンロードについての詳細はこちら
- 申込方法 ①専用アプリ「わかやまペイ」をインストール
※専用アプリは3月10日までに公開予定です。
 ②アプリ内の申込フォーマットに必要事項を入力し申込完了
※アプリからのみの申込受付となります。アプリのご利用にはSMSを受信できるスマートフォンが必要となります。
- 当選通知 3月30日(金)よりアプリのプッシュ通知またはメールで結果をお知らせ

参加店舗どこでも使える!
 ※中小店舗限定分の設定はありません。



申込には専用アプリが必要なのね、どうすればいいの…

【商品券の申込や購入のお手続きをサポートします】

特設サポートデスク【申込に関すること】

- 日時 3月10日(金)・16日(金)・17日(日) 10時～17時
- 場所 ①イズミヤ和歌山店(2階エスカレーター前)
 ②フォルテワジマ(1階正面玄関付近)
 ③スーパーエバグリーンプラス和歌山北インター店

特設サポートデスク【購入・チャージに関すること】

- 日時 3月30日(金)・31日(土)・4月1日(日) 10時～17時
- 場所 ①イズミヤ和歌山店(2階エスカレーター前)
 ②和歌山MIO(北館1階MIO広場)
 ③スーパーエバグリーンプラス和歌山北インター店
※③では、4月1日の開催がありませんので、ご注意ください

特設サポートデスクの他、お近くの支所・連絡所・コミュニティセンターでも申込をお手伝いします。
 ※時間は9時～17時まで
 【支所・連絡所】3月11日(土)～15日(金)
 【コミュニティセンター特設カウンター】3月10日(金)・16日(金)・17日(日)



【参加店舗登録受付中!】

プレミアム付商品券の参加店舗として登録される事業者を募集しています。登録は、参加店舗登録申込専用フォームからお申込みください。
 【URL】https://c5f26d10.form.kintoneapp.com/public/wpk-001
 ※審査から参加店舗用スターキットの配送まで約1カ月かかります。



登録料不要!

障害児者外出支援（障害のある方）

サービスの利用には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

●手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

▶ 交付場所／障害者支援課（東庁舎1階）、支所・連絡所

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①身体障害者手帳・療育手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類と代理人の印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合、重複受け取り不可。

☎ 障害者支援課 ☎435-1060 FAX 431-2840

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▶ 交付場所／保健対策課（保健所2階8番窓口）のみ

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類と代理人の印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合、重複受け取り不可。

☎ 保健対策課 ☎488-5163

●サービスの内容（①と②はどちらか選択）

1 バスカード

利用できる路線	料金
和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）	無料 （月2日利用可）

2 公衆浴場回数券（月2回利用できる券）

▶ 利用料金／大人1回100円（12歳未満無料）

▶ 利用できる浴場／元気70パスの利用可能浴場（右ページ下部）のうち、★マークがついている浴場

3 福祉タクシー利用券（1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方）

対象	内容	利用できるタクシー
1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方	1枚500円の利用券を24枚	市と契約している
下肢・体幹・視覚障害1・2級の方	1枚500円の利用券を30枚	法人・個人タクシー

※乗車1回につき1枚まで利用可

交付開始日（共通） 元気70パス事業 障害児者外出支援事業

交付開始日以降も随時受け付けます。交付開始日は混雑が予想されます。混雑緩和にご協力をお願いいたします。

交付開始	交付場所	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
3/18 回から	市役所 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	東庁舎 障害者支援課 ☎435-1060	
	保健所 保健対策課 ☎488-5163	
3/19 回から	東山支所 ☎478-0004	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	西山支所 ☎478-0007	
	山口支所 ☎461-1011	
	川永支所 ☎461-1004	
	雑賀支所 ☎444-0049	
	田野支所 ☎445-0356	
	紀伊支所 ☎461-0031	
	有功支所 ☎461-6279	
	直川支所 ☎461-0021	
	岡崎支所 ☎471-1783	
3/21 回から	三田連絡所 ☎471-1754	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	西和佐支所 ☎471-3651	
	和佐支所 ☎477-0001	
	小倉支所 ☎477-0415	
	加太支所 ☎459-0001	
	湊連絡所 ☎455-0702	
	野崎連絡所 ☎455-1293	
	松江連絡所 ☎455-0022	
	木本連絡所 ☎455-0035	
	西脇支所 ☎455-0030	
3/22 回から	貴志連絡所 ☎455-0009	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	楠見連絡所 ☎455-1704	
	吹上連絡所 ☎425-8775	
	砂山連絡所 ☎423-3832	
	今福連絡所 ☎436-2782	
	高松連絡所 ☎422-2874	
	芦原連絡所 ☎422-1605	
	宮前連絡所 ☎422-1671	
	雑賀支所 ☎446-2701	
	和歌浦支所 ☎444-0001	
3/25 回から	名草支所 ☎444-1001	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	安原支所 ☎479-0001	
	広瀬連絡所 ☎422-2007	
	新南連絡所 ☎422-1621	
	四箇郷連絡所 ☎471-2210	
	中之島連絡所 ☎422-4695	
	宮北連絡所 ☎471-2218	
	宮連絡所 ☎471-0486	
	大新連絡所 ☎422-4534	
	本町連絡所 ☎422-3028	
3/26 回から	城北連絡所 ☎431-2717	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	雄湊連絡所 ☎422-9533	
	雄湊連絡所 ☎422-9533	

※支所連絡所の受付時間は10時～16時

05 令和6年度 元気70パス事業・障害児者外出支援事業 バスカード・公衆浴場回数券等を交付します

●すでにバスカードを受け取っている方は手続き不要です。
（ただし、バスカード以外の券の交付、サービス変更の場合は手続きが必要）

- 令和6年度分の各券（老人優待利用券を除く）は令和6年4月1日から利用可能です。そのうち、バスカード以外の各券の利用期限は令和7年3月31日です。
- バスカード以外の各券は紛失・盗難等による再発行はできません。
- 本人のみご利用いただけます。貸与・譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

元気70パス（70歳以上の方） サービスの利用には、顔写真貼付済みの老人優待利用券の提示が必要です。

●手続きについて

70歳以上の市民の方が対象 ※令和6年度中に70歳になる方は誕生日以降

- ▶ 交付場所／ 高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）、支所・連絡所（交付開始日は左ページの一覧のとおり）
※支所・連絡所で受け取る場合は、できるだけお住まいの地区の支所・連絡所へお越しください。
 - ▶ 受け取りに必要なもの／ ①本人確認書類（老人優待利用券・健康保険証など）・②印鑑・③顔写真（初めて受け取る方のみ。横3cm×縦4cmで6か月以内に撮影したもの。） ※代理人が受け取る場合、本人の①・③と代理人の①・②が必要
- ☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

●サービス内容（①と②はどちらか選択）

1 バスカード		2 駐車場利用券		※無料時間を越えた分の料金は自己負担 ※本人が同乗していれば利用可（何回でも利用可） ※他の減免との併用不可 ※①は1時間以上、②③④は30分以上の駐車に限る
利用できる路線	料金	利用できるところ	助成	
和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）	1乗車100円（何回でも利用可）	① 中央駐車場・北駐車場	160円分	
		② 城北公園地下駐車場	200円分	
		③ けやき大通り地下駐車場	300円分	
		④ 本町地下駐車場	100円分	

3 公衆浴場回数券		
地区	利用できる浴場	料金
加太	★新町温泉 ☎459-1126	200円
野崎	★きらくゆ ☎480-1126 ※1	200円
宮北	★信節温泉 ☎471-3737	200円
本町	★山吹温泉 ☎423-3991	200円
	ふくろうの湯 ☎423-4126 ※2	600円
大新	★幸福湯 ☎433-4526	200円
芦原	★芦原共同浴場 ☎436-0717	100円
宮前	★杭の瀬共同浴場 ☎473-0793	100円
	★手平温泉 ☎423-1020	200円
	★万歳湯 ☎425-4862	

★マークは障害児者外出支援事業（詳細は左ページ）でも利用可
※1 全浴場を使用する場合は別途料金が必要
※2 回数券の利用できる日時に一部制限あり

市内の一部公共施設等を無料または低額で利用できます。（有効期限はありません）

- ▶ 対象／65歳以上の市民の方 ※令和6年度中に65歳になる方は誕生日以降
- ▶ 申込場所／高齢者・地域福祉課、支所・連絡所
- ▶ 申込に必要なもの／①本人確認書類（健康保険証など）・②印鑑 ※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の①・②が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

和歌山市 シニアハンドブック 高齢者の暮らしに役立つさまざまな情報を掲載しています。
▶ 配布場所／高齢者・地域福祉課、支所・連絡所等 ※市HP（ID：1030217）からも閲覧可

Pick Up

令和6年度

06

固定資産に関する台帳の縦覧・閲覧のおしらせ

問 資産税課 ▶ 土地のこと ☎435-1209 ▶ 家屋のこと ☎435-1210 ▶ 償却資産、縦覧・閲覧のこと ☎435-1037

1 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

縦覧は、自己の所有する土地・家屋の固定資産税評価額と、他の土地・家屋の固定資産税評価額を比較できる制度です。

- 期間／4月1日(月)～5月31日(金) ※土日祝除く
- 場所／資産税課窓口（市役所2階⑤番）
- 縦覧できる事項／
【土地】所在・地番・地目・地積・価格（評価額）
【家屋】所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）
- 対象／市内に土地や家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
- 費用／無料
- 持ち物／本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）

【縦覧の注意点】

- 土地のみ所有している方は家屋の縦覧はできません。また、家屋のみ所有している方は土地の縦覧はできません。
- 縦覧帳簿には、所有者の住所、氏名および税額は記載していません。

固定資産税よくある質問

Q. 住宅用地と非住宅用地は税負担が違う？

A. はい。住宅用地には特例があり、住宅用地以外の土地（工場や貸し駐車場用地など）と比べて税負担が低くなっています。住宅を壊して月極駐車場にした場合などは、固定資産税の負担が大きくなりますのでご注意ください。

Q. 私道は固定資産税の減額がある？

A. 個人名義の土地であっても、公衆用道路として使用されている、または所有者の異なる2筆2戸以上の住宅の進入路として使用している場合は、減額措置が適用される場合があります。詳細は資産税課へご相談ください。

2 「固定資産課税台帳」の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に記載されている自己の資産または借りている物件内容を確認することができる制度です。

- 期間／一年を通じて閲覧することができます。
- 場所／資産税課窓口（市役所2階⑤番）
- 費用／1台帳300円（4月1日(月)～5月31日(金)は無料）
- 対象／市内に土地や家屋などを所有している方、市内の土地や家屋を借りている方 など
- 閲覧できる事項／
【土地】所在・地番・地目・地積・価格（評価額）・税額等
【家屋】所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）・税額等
- 持ち物／本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）、借地人・借家人の場合は、賃貸借契約書等

3 審査の申出・不服申立て

● 固定資産課税台帳に登録された「価格（評価額）に不服」がある場合

問 固定資産評価審査委員会事務局 ☎435-1148

台帳登録の公示の日以後、納税通知書を受け取った日（5月中旬予定）の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。その期間を過ぎますと審査の申出はできません。

● 「価格（評価額）以外に不服」がある場合

問 資産税課各担当係

納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長あてに「審査請求」することができます。

Q. 住宅の固定資産税が急に高くなるのはなぜ？

A. 新築住宅は、固定資産税が課税され始めた年度から3～7年間、固定資産税が減額されています。急に高くなったのは減額期間が満了したからです。

減額区分	階層	住宅の種類	該当する住宅の床面積	減額される床面積
税額が3年間 2分の1になる住宅	2階建以下	制限なし	50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下 ※併用住宅の場合は、居住部分の面積が家屋全体の2分の1以上必要。	120㎡以内のみ適用
	3階建以上	中高層耐火建築物以外		
税額が5年間 2分の1になる住宅	3階建以上	中高層耐火建築物		
	2階建以下	認定長期優良住宅		
税額が7年間 2分の1になる住宅	3階建以上	認定長期優良住宅（中高層耐火建築物以外）		
	3階建以上	認定長期優良住宅（中高層耐火建築物）		